

質 疑 回 答 書

令和8年1月27日

事業者 各位

件名	駅前広場駐車場において有償により コインパーキングを営業する者の公募
プロポーザル実施日	令和8年2月17日

下記のとおり回答いたします。

この質疑回答書は、質疑期間中に提出された全ての質問及び回答を掲載したものです。

質問番号	質 問 事 項	回 答
1	「既存機器の撤去は、現行の駐車場管理委託受注者により、令和8年4月15日(予定)までに実施いたします。」とあるが、舗装や車枠線等の具体的な残置物はございますでしょうか。	地上にある既存の駐車機器についてはすべて撤去し、埋設しているゲート用の磁気コイルについては残置するほか、車止めブロックについても残置いたします。なお舗装や車枠線(区画線)は既存の状態で引き渡します。
2	「駐車場内の光熱水費(電気料金)は、市の負担とします。」とあるが、既存の主電源は場内に残置想定で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。 詳細については、事業予定者と協議いたします。
3	「災害発生時等のBCP対策の一環として、コールセンター拠点を隣接都道府県を含まず設置するよう努めてください。」とあるが、設置が必須条件には当て嵌まらないでしょうか。	お見込みのとおりです。

4	「対象物件及び周辺は、駅前広場内であることから、看板等の工作物の設置に際しては、埼玉県屋外広告物条例の規定に従ってください。」とあるが、余剰スペースに自動販売機等の設置が可能でしょうか。	駐車場内の余剰スペースに自動販売機等の設置はできません。
5	「精算機若しくはその付近には、電話又はインターフォン等を設置し、トラブル等の発生時においては、利用者と事業者が直接連絡を取るために必要な体制を整備してください。」とあるが、全施設で設置を必須とするでしょうか。現状で設置していない施設もあり、一般的には現地の看板等にコールセンター等の問い合わせ先が記載され、電話等を必要としない想定です。	トラブル発生時に、利用者と事業者が直接連絡を取るために必要な体制が整備されていれば、電話又はインターフォンの設置は必須ではありません。
6	他事業者からの質問および貴市の回答は公表されますでしょうか。	当該プロポーザルすべての応募申込者に、質疑回答書を公表いたします。 ※市ホームページで公開
7	場内にデッキスペースがある場合に、駅利用者の利便性向上を目的としてシェアサイクル等を設置する場合であっても、当該条件は適用されますでしょうか。 3- (6) -④ 「貸し付け物件を第三者に転貸することはできません。」	適用します。
8	現行の駐車場管理委託受注者が実施する既存設置物撤去に関連し、残置物の扱いや撤去方法について、調整可能でしょうか。	地上の駐車機器については、全て撤去いたしますが、その他の構造物等の取り扱いについては、調整は可能です。
9	費用負担区分についてお伺いいたします。場内の草木の剪定につきましては、市の負担となるのか、または使用者負担となるのか、ご教示いただけますでしょうか。	市の負担となります。
10	市の主催行事等による駐車場一時使用中止に際し、 ①駐車場封鎖（仮設物設置）は市が実施される認識でよろしいでしょうか。 ②利用者への周知について、使用者が対応すべき範囲および指定様式の有無をご教示いただけますでしょうか。	①駐車場一時使用中止に関する対応は事業者にお願いします。 ②利用者への周知について、対応すべき範囲や指定する書類等の様式は定めておりません。 原則、事業者の責において対応していただきますが、事業予定者とは、上記の内容について協議いたします。
11	現地での測量の可否についてお伺いいたします。メジャーを用いた簡易的な測量を想定しており、実施にあたっては利用者の皆様にご迷惑をおかけすることのないよう、十分配慮して行います。現地測量は可能でしょうか。	利用者にご配慮いただき、現地測量を行っていただくことは可能です。 実施の際には、市の担当者に連絡をいただきますようお願いいたします。